

○森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行に伴う 国有林野の取扱いについて

〔平成2年5月16日 2林野経第34号
林野庁長官より各営林（支）局長あて〕
〔最終改正〕令和3年11月25日 3林国業第143号

1 レクリエーションの森の種類区分の変更等について

「レクリエーションの森選定調査実施要領について」（昭和47年9月1日付け47林野計第368号林野庁長官通達）等により選定されたレクリエーションの森については、これまで、自然休養林、自然観察教育林、野外スポーツ林、風景林及びその他（レクリエーションの森施設敷）に区分して取り扱ってきたところであるが、保健機能森林に該当する森林として整備すべきものを明確にするため、主な望ましい利用の形態に応じて、その種類区分を別表「レクリエーションの森の種類区分」に示すとおり変更したので、今後レクリエーションの森を設定する場合にはこれによるほか、既存のレクリエーションの森についてもこれに基づき再編・整理すること。

2 保健機能森林に該当する森林について

レクリエーションの森のうち、上記1に基づく新たな種類区分による自然観察教育林、森林スポーツ林及び風致探勝林並びに自然休養林のうちこれらに準ずるゾーンの森林（ただし、レクリエーションの森の区域全体若しくは自然休養林の細分されたゾーン全体を禁伐的に取り扱うことが適当な場合又はその面積がおおむね30ヘクタール未満の場合及び既存の開発行為に係る事業区域内の森林を除く。以下「保健機能森林に該当する森林」という。）については、次により、森林の利用と保全を両立させつつ、森林の施業と施設の整備を一体的かつ計画的に推進すること。

(1) 技術的基準等の適用について

保健機能森林に該当する森林については、別紙1の記の第6の2に定める森林経営計画の認定に係る留意事項及び別紙2の記の第3に定める森林経営計画の認定の要件を含め、規則第2条に定める森林保健施設の総量規制、第3条に定める技術的基準等法第6条第3項各号の要件に準じて森林の施業及び施設の整備を行うこと。

(2) 国有林野施業実施計画について

民有林については法第5条に基づき地域森林計画において保健機能森林の区域等を定めることとしているが、国有林野については国有林野管理経営規程に基づき国有林野施業実施計画においてレクリエーションの森の区域等を定めることにより、保健機能森林に該当する森林の区域等を明らかにすることとなるので、全国森林計画に定められる森林の保健機能の増進に関する事項を踏まえ国有林野施業実施計画について樹立又は所要の変更を行うこと。

(3) レクリエーションの森の管理経営方針書について

保健機能森林に該当する森林を含むレクリエーションの森については、必要に応じ、国有林野施業実施計画の樹立又は変更後レクリエーションの森管理経営方針書を変更すること。

(4) 使用許可の審査について

保健機能森林に該当する森林を含むレクリエーションの森の施設設置に係る使用許可に当たっては、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け5

4林野管第96号林野庁長官通達) に定める使用許可に係る申請添付書類のほか、別紙に定める様式により、総量規制及び施設整備に係る技術的基準等の適合性について厳正に審査を行うこと。

3 保健機能森林に該当する森林の保安林制度上の運用について

- (1) 保健機能森林に該当する森林の整備を進めるうえで必要な場合には、森林法第33条の2第1項の規定に基づき、指定施業要件の変更の上申を行うものとする。
- (2) 法第2条第2項第2号に定める森林保健施設に該当する施設の設置に係る保安林の立木の伐採等については、森林法施行規則第60条第1項第10号及び第63条第1項第5号に基づき都道府県知事との協議を行うこととし、その協議に当たっては従前の様式に次の図書を添付すること。

① 位置図

民有林・国有林界、保安林の区域及び保健機能森林に該当する森林の区域を明示した国有林野施業実施計画図

② 区域図

保健機能森林に該当する森林の区域、保安林の区域、法第6条第3項第2号の比率を準用する小流域の区域、森林保健施設に該当する施設の位置を示した基本図

③ 森林の現況、施業方法、伐採計画及び造林計画

保健機能森林に該当する森林に係る森林調査簿及び伐採造林計画簿の写し

④ 施設等計画図

規則別表の2の(2)に定める非植生状態・植生状態別の森林保健施設に該当する施設の位置、切土・盛土の位置、法面の位置及びそれらに係る保安林の区域、林小班とその形状を明示した図面

⑤ 法面の断面図

法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面

⑥ 切土・盛土の工法及び土量並びに残土処理に関する図書

⑦ 保全施設等設計図

擁壁、えん堤、排水路、調整池等及び安全施設の設計図並びに設計根拠を示す書類

⑧ 建築物の概要図

⑨ 別紙に定める書類

4 保健機能森林に該当する森林以外のレクリエーションの森の取扱いについて

野外スポーツ地域、自然休養林の野外スポーツゾーン及び単独施設敷における施設の整備については、従来と同様、国土及び自然環境の保全等に留意しつつ、森林法第10条の2に規定される開発行為の許可制の趣旨等に沿って適切に対処すること。

また、風景林及び自然休養林の風景ゾーンの森林施業については、従来と同様風致的配慮を十分に行うこと。

(別表)

レクリエーションの森の種類区分

種 類	対 象 と す る 国 有 林 野
(1) 自然観察教育林	ア 当該地方の自然を特色づけ、かつ変化に富み、地元あるいは近隣市町村の小中学生の自然科学教育に適した地域 イ 当該地方の得意な自然景観であって自然探勝等それに接し学ぶことにより、国民の自然科学的興味を助長させることに適した地域 ウ 森林の役割、森林施業等について国民の認識を高めることに適した地域
(2) 森林スポーツ林	キャンプ、クロスカントリースキー、フィールドアスレチック、サイクリング等森林を主体とする野外スポーツの場として適した地域
(3) 野外スポーツ地域	スキー場、パブリックゴルフ場、総合運動場等のスポーツ施設、ホテル、民宿等の滞在施設等の設置に適した地域及びその周辺の森林であって当該施設と一体となって管理することが適当な地域
(4) 風景林	次に掲げるような地域であってレクリエーション施設の整備が行われない又はごく軽微なものに限られるもの ア 名所、旧跡、社寺等の背景にあり、これら名所等と一体となって優れた景観を作り出している地域 イ 主要な休息地、道路等に接する森林で、レクリエーション利用上の近景林として風致の維持を図る必要のある地域 ウ 主要な景観展望地点等から望見される森林で、レクリエーション利用上の遠景林として特に風致の維持に配慮する必要のある地域
(5) 風致探勝林	湖沼、溪谷と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等であって、休養施設、宿泊施設等の設置により、自然探勝等の森林内における休養活動を助長することに適した地域
(6) 自然休養林	「自然休養林について（昭和43年4月1日付け43林野管」第154号）に基づき選定された地域で、上記(1)～(5)に準じ、自然観察教育ゾーン、森林スポーツゾーン、野外スポーツゾーン、風景ゾーン及び風致探勝ゾーンに細分される。
(7) その他（レクリエーションの森施設敷）	上記のレクリエーションの森に含まれず、単独でレクリエーション施設の用に供される地域

別紙

森林保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期

1 総括表

(単位：箇所、㎡)

小流域 の区分	利用形態	保健機能森林 に該当する 森林面積	面的施設		小規模分散施設		線的施設		計		備 考
			箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
	非植生状態利用	—									
	植生状態利用	—			—	—					
	小 計										
	非植生状態利用	—									
	植生状態利用	—			—	—					
	小 計										
	非植生状態利用	—									
	植生状態利用	—			—	—					
	小 計										
計	非植生状態利用	—									
	植生状態利用	—			—	—					
	計										

- (注) 1 小規模分散施設とは規則別表3の(1)のハの小規模建築物を分散させて建築するものを、線的施設とは規則別表1の(2)の口の遊歩道等を、面的施設とは小規模分散施設及び線的施設以外の森林保健施設をそれぞれいう。(以下同じ。)
- 2 「小計」欄及び「計」欄の面積は、2及び4の表の「面積」欄並びに3の表の「伐採等面積」欄の小流域ごとの小計及び計に一致させること。
- 3 保安林がある場合には、「備考」欄に保安林種別面積を記載すること。

2 面的施設

小流域 の区分	箇所 番号	施設の名称	位 置		非植生 ・ 植生別	面 積 m ²	傾斜度	樹 冠 疎密度	建築物 の建築 面積 m ²	構 造			距離 m	実施 時期	備 考
			事業区	林 班						建築物 高 さ m	切土高 盛土高 m	その他			
		小 計													
		小 計													
		計													

- (注) 1 「箇所番号」欄は、計画図等の図面の中に示す森林保健施設の番号と一致させること。
- 2 「施設の名称」欄は、森林保健施設ごとに名称を付して種類を記載し、その森林保健施設内の個別施設の内訳を下段に記載すること。
- 3 「面積」欄は、1箇所の森林保健施設の面積及びその森林保健施設の区域内の個別施設ごと林班ごとに記載すること。なお、保安林がある場合には、「備考」欄に保安林種別面積を記載すること。また、個別施設のうち、規則別表3の(2)のロに該当する建築物に係る土地の面積は()書きとすること。なお、植生状態の森林保健施設の場合には、当該建築物の土地以外に非植生状態の土地の部分があるときは、その面積についても区分して()書きとすること。
- 4 小流域の区分ごとの「小計」及び「計」の各欄は、「面積」欄についてのみ非植生、植生に区分して記載すること。
- 5 「非植生・植生別」、「傾斜度」、「樹冠疎密度」の各欄は、森林保健施設ごとに記載すること。
- 6 「構造」欄の「切土高・盛土高」欄には、最大高を記載することとし、「その他」欄には、木造、鉄筋コンクリート、コンクリート舗装、バラス敷、平屋、2階建て等を記載すること。なお、舗装等により土地を被覆する場合には、透水性、排水処理に配慮した内容について「備考」欄に記載すること。
- 7 「距離」欄は、隣接する森林保健施設、対象森林の境界又は皆伐箇所までの距離の最小値を記載すること。
- 8 「実施時期」欄は、森林保健施設ごとに、その整備着手年及び整備完了年を記載すること。
- 9 保全施設（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令（平成2年政令第113号）第1号～第4号に掲げる施設の保全上必要な施設をいう。）については、各欄に記載するほか、「備考」欄にその保全の対象とする森林保健施設名を記載すること。
- 10 敷地が森林として取扱われている既存の施設についても本表に記載し、「実施時期」欄に既設である旨を記載すること。

3 小規模分散施設

小流域 の区分	箇所 番号	施設の名称	位 置		面 積 m ²	伐採等 面 積 m ²	傾斜度	建 築 物			構 造			距離 m	実施 時期	備 考	
			事業区	林 班				戸数 戸	1 建築物 の建築面 積 m ²	左の 合計 m ²	高さ m	切土高 盛土高 m	その他				
		小 計															
		小 計															
		計															

- (注) 1 「箇所番号」、「施設の名称」、「傾斜度」、「距離」、「実施時期」の各欄については、2の(注)のそれぞれに同じ。
- 2 「伐採等面積」欄は、小規模建築物、連絡路等の整備のために立木の伐採又は土地の形質の変更を行う面積を記載すること。
- 3 「面積」、「伐採等面積」及び「建築面積の合計」の各欄は、施設ごと地番ごとに記載すること。保安林がある場合には、「面積」欄及び「伐採等面積」欄に保安林面積を〔 〕書きとし、「備考」欄にそれぞれの保安林種別面積を記載すること。
- 4 「1 建築物の建築面積」欄は、分母に最小～最大、分子に平均を記載すること。
- 5 小流域の区分ごとの「小計」欄及び「計」欄は、「面積」欄及び「伐採等面積」欄についてのみ記載すること。
- 6 連絡路等がある場合は、「備考」欄に立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅及び延長を記載すること。

4 線的施設

小流域 の区分	箇所 番号	施設の名称	位 置		非植生 ・ 植生別	面 積 m ²	傾斜度	伐採等の幅 m	延長 m	備 考
			事業区	林小班						
		小 計								
		小 計								
計										

- (注) 1 「箇所番号」、「施設の名称」、「面積」、小流域区分ごとの「小計」、「傾斜度」の各欄については、2の(注)のそれぞれに同じ。
- 2 伐採等の幅は立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅とし、分母に最小～最大、分子に平均を記載すること。
- 3 他の線の森林保健施設の一部を併用する場合には、その重複部分についてはその土地の利用形態に応じてどちらかの施設に計上すること。なお、他の線の森林保健施設と併用する旨及び当該部分の延長を「備考」欄に記載すること。
- 4 「林小班」は起点及び終点とする。

5 その他

安全施設、衛生施設等の設置計画、生活廃棄物等の処理計画等については、適宜の様式で記載すること。

別紙1 省略

森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行について
(平成2年5月16日付け2林野企第38号農林水産事務次官依命通知) 参照
【農林水産省 告示・通知ページ】

http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000690.html

別紙2 省略

森林の保健機能の増進に関する特別措置法の運用について
(平成2年5月16日付け2林野企第39号林野庁長官通知) 参照
【農林水産省 告示・通知ページ】

http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000691.html